

あまりにも恣意的な指摘事項！ これがボーナスカットの理由か！

会社は、「5月17日のボーナスカット不服申立の労働審判」の中でボーナスカットの理由として、18件の注意・指摘事項を明らかにしました。その内容は、管理者が後ろに付きまとして検査時間内の一時的な漏れなどを上げたものが殆どで、ボーナスカットをする目的の為に些細な事象を取り上げていた事が判明しました。

以下、島津さんからの報告された内容を明らかにします。

事象	日時 (H24年)	編成号車	概要
①	4月23日15時10分	Z32⑩号車No.7	軸箱全体の確認チェックを失念 (K助役)
②	5月 1日15時20分	C38⑩号車	車掌SWの工具 (車掌SW用ソケット) の紛失 (Y科長)
③	5月31日14時45分	C38⑨～⑩号車間	海側車体間ダンパの検査失念 (K助役)
④	6月15日10時18分	Z32⑤号車No.5	軸箱全体の確認チェックを失念 (K助役)
⑤	6月18日10時35分	Z19⑥号車No.3	軸箱全体の確認チェックを失念 (K助役)
⑥	6月21日14時35分	Z45⑤号車No.4	ヨーダンパの検査失念 (k助役)
⑦	6月25日	Z48⑥号車、Z17⑥号車	磁気栓用シールワッシャーの員数確認間違い (M助役)
⑧	6月26日15時20分	Z71⑤号車No.4	軸箱前蓋側磁気栓の検査失念 (T助役)
⑨	6月29日15時47分	Z21⑥号車No.2	速度発電機の検査失念 (T助役)
⑩	8月 1日 9時25分	Z21⑪号車No.3	GK検査後、⑫号車No.2の軸箱を検査すべきところ⑫号車No.1のGKの検査を行った (T助役)
⑪	8月 3日10時45分	C32⑪号車No.3	接地ブラシの検査失念 (T助役)
⑫	9月12日 9時12分	Z38⑥号車No.4	の軸箱検査後、海側の車両側面の検査をすべきところNo.1 GKの検査を行った (N科長)
⑬	9月12日 9時55分	Z38⑥号車No.6、8	の軸箱を検査した際、トルク確認を行う前にチョークチェックを行った (T助役)
⑭	9月18日10時55分	Z73⑥号車No.5	軸箱全体の確認チェックを失念 (M助役)
⑮	9月24日14時55分	Z34⑤号車No.1	BCコック復位後、チョークチェックを失念 (N科長)
⑯	9月25日 9時16分	C36⑤号車No.7	軸箱検査後、⑤No.4のGKを検査すべきところ⑤No.3のGKの検査を行った (T助役)
⑰	9月25日 9時16分	C36⑥号車No.3	GK検査後、⑥No.7の軸箱を検査すべきところ⑥No.5の軸箱の検査を行った (T助役)
⑱	9月27日13時35分	Z22⑤号車No.3、4	のGKに異種油を給油した。作業前打合せで必要な指示をしなかった (N科長)

また会社は、今回の労働審判で求められた「事前の理由開示」について、裁判所から「事前に苦情処理会議をきちっとやったらどうですか」と強く言われても、「本人が知っている。覚えていないのはありえない」を繰り返し、事前の開示を拒み続けました。労働審判で全の理由を明らかにできるなら、事前に理由を開示できるのではないのでしょうか。